ハ　計画期間の開始前３年以内に育児休業等をした男性労働者（複数いる場合はそのうちのいずれか一人）が休業した期間

平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

ニ　一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（以下「育児目的休暇制度」という。）の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、計画期間において育児目的休暇制度を15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数　　人

⑵　女性労働者の状況

①　計画期間において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合

計画期間において		
出産した女性労働者数 ⑷	育児休業等をした女性労働者数 ⑻	育児休業等をしたものの割合 ⑻／⑷×100
人	人	⑹　　%

②　（①の⑹の育児休業等をしたものの割合が75%未満の中小事業主のみ記入）

計画期間の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間における状況

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日（計画期間の末日）までの間の		
出産した女性労働者数 ⑷	育児休業等をした女性労働者数 ⑻	育児休業等をしたものの割合 ⑻／⑷×100
人	人	%

様式第二号（第三条関係）（第三面）

7．育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

実施している措置（３歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。）	実施の有無
ア　育児休業に関する制度に準ずる措置	有・無
イ　所定外労働の制限	有・無
ウ　短時間勤務制度	有・無
エ　フレックスタイム制度	有・無
オ　始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無
カ　事業所内保育施設の設置運営	有・無
キ　育児に要する経費の援助措置等	有・無

8．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無	措置の内容
ア　所定外労働の削減のための措置	有・無	
イ　年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無	
ウ　短時間正社員制度、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無	

㈱　次の①から⑦までの書類を添付すること。

①　策定・実施した一般事業主行動計画

②　一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

③　公表及び労働者への周知が義務又は努力義務である事業主については、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（両立支援のひろばの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの

④　育児休業等をした男女労働者の氏名、育児休業等をした期間及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類

⑤　６．⑴イ、ロ又はニのいずれかの基準を満たすものとして認定申請をする場合にあっては、看護休暇の取得、短時間勤務制度等又は育児目的休暇制度の利用をした男性労働者の氏名、及び取得又は利用の対象となった子若しくは孫の年齢が記載されている書類

⑥　７．の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

⑦　８．の実施状況を明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）及び当該措置に係る目標について明らかにする書類（自社のホームページの画面を印刷した書類等）であって、その内容及び目標を定めた日付が分かるもの